

【2月8日】

【法改正】（参照：[第三者行為災害事務取扱手引](#)）

・ P158 3章 労働者災害補償保険法 28課 (3) 3行目

前：3年

後：5年（自賠償保険等の調整は3年、以下同じ）

同(3) ⇒の2行目

前：3年

後：5年

※ 民法改正に伴う改正

・ 同課右ページ 1問目 上記改正に伴い誤答を正答に変更

前：5年以内

後：5年以内（自賠償保険等の調整にかかる部分は3年以内、以下同じ）

前：5年間

後：5年間

前：[H20-6-E]

後：[H20-6-E改]

前：×

後：○

【4月12日】

【法改正】（参照：[厚生労働省関係の主な制度変更（令和4年4月）について](#)）

・ P142 3章 労働者災害補償保険法 20課 (4)

前：常時介護は、7万3,090円、随時介護は、3万6,500円。

後：常時介護は、7万5,290円、随時介護は、3万7,600円。

【法改正】（参照：[厚生労働省関係の主な制度変更（令和4年4月）について](#)）

・ P168 3章 労働者災害補償保険法 33課 (2) ⑨を追加

⑨あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が行う事業

【法改正】（参照：[厚生労働省関係の主な制度変更（令和4年4月）について](#)）

・ P190 4章 雇用保険法 8課 (4)

前：令和4年3月31日まで

後：令和7年3月31日まで

【法改正】（参照：[令和4年度雇用保険料率のご案内](#)）

・P274 5章 労働保険徴収法 10課 (4)

前：①一般の事業：1000分の9


後：①一般の事業：1000分の9.5

前：②農林水産業・清酒の製造の事業等：1000分の11

後：②農林水産業・清酒の製造の事業等：1000分の11.5

前：③建設の事業等：1000分の12

後：③建設の事業等：1000分の12.5

同課 右ページ 

前：①事業主6

後：①事業主6.5

前：②事業主7

後：②事業主7.5

前：③事業主8

後：③事業主8.5

【法改正】（参照：[延滞税の割合](#)）

・P296 5章 労働保険徴収法 21課 (6)

前：⇒年14.6%は、年8.8%に、年7.3%は、年2.5%となる。

後：⇒年14.6%は、年8.7%に、年7.3%は、年2.4%となる。